# 産業建設常任委員会 記録

- 1 開会日時 平成30年6月21日(木)午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館6階603会議室
- 3 事 件

議案第69号 三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)

議案第73号 損害賠償の額を定めることについて

- 4 出席委員 齊木 亨, 助木達夫, 池田 徹, 亀井源吉, 宍戸 稔, 新家良和
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員

【産業環境部】日野産業環境部長、行政農政課長、原農林振興係長

【建設部】坂本建設部長、清古土木課長、藤原建設部付課長、熊谷管理係長

【水道局】 勝山水道局長, 福永下水道課長, 新谷建設係長

## 7 議 事

○齊木委員長 ただいまから委員会を開会させていただきます。

ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席でございますので、委員会は成立しております。

お諮りします。

本日の委員会に傍聴の希望があった場合,これを許可したいと思いますが,よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- ○齊木委員長 それでは、傍聴を許可することといたします。
  - 次に、本日の日程及び審査の方法につきまして、事務局より説明をお願いします。
- ○議会事務局 本日の日程ですが、お手元にございます審査順のとおり行ってまいります。審査順にございますように、産業環境部の議案1件、建設部の議案1件でございます。こちらのほう、執行部に提案説明等を説明していただきまして、質疑をお願いいたします。その後、案の採決、意見集約等を行っていただいた後、水道局の報告1件、説明後に質疑をお願いいたします。

以上でございます。

○齊木委員長 以上の日程で進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 では、そのように進めさせていただきます。

それでは、審査に移ります。

提案理由の説明をお願いします。

(執行部入室)

○齊木委員長 それでは、議案第69号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

日野産業環境部長。

○日野産業環境部長 おはようございます。

それでは、産業環境部のほうから、議案第69号、三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明いたします。着座にて説明させていただきます。

本案につきましては、吉舎町にございます三玉上組集会所ほか1集会施設を普通財産に変更することに伴いまして、関係条例であります三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正しようとするものでございます。

その内容につきましては、別表から三玉上組集会所ほか1集会施設の名称及び位置を削除しようとするものでございます。

以上、御審議の上、御可決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○齊木委員長 では、質疑を願います。

新家委員。

- ○新家委員 議案第67号,議案第68号で初日の日に総括質疑で聞いたんですが、地域振興部と福祉保健部のところは全て地元譲渡で承知をするということだったんですが、産業環境部も同じ考え方でいいんですか。地元のために譲渡をするという。
- ○齊木委員長 行政農政課長。
- ○行政農政課長 農政課が所管する集会施設は17ございます。今回の2件は2つとも地元のほうに無償譲渡するということです。
- ○齊木委員長 新家委員。
- ○新家委員 じゃ,そうしますと,残りが15施設,産業環境部管轄がそれだけ残りますよね。それらについては今後どのようにしていくかという基本的な考え方というのは,現時点でもう既にまとまっているんですか。
- ○齊木委員長 行政農政課長。
- ○行政農政課長 残りの15施設でございますが、そのうち3施設は地域のコミュニティーセンターとして利用されておるものがありますので、そのほかのものについては地元のほうに無償譲渡というふうに考えております。
- ○新家委員 わかりました。
- ○齊木委員長 ほかにございますか。

亀井委員。

- ○亀井委員 この施設は地元と既に話がついているのかどうかというところと、もう一つ、地元から何かこれを無償譲渡するに当たって要望事項とかいうような付帯事項はありましたか。
- ○齊木委員長 日野産業環境部長。
- 〇日野産業環境部長 先ほど御質問がございました今後の対応ということで、ちょっと補足の説明 をさせていただきます。

地域振興課の所管になっておりますのは、甲奴町にございます3つの研修センター。小童研修センター、それから宇賀研修センター、それから上川研修センター、これは常に地域振興課所管で、

地元のほうといたしましても、コミュニティーセンターとして指定管理の施設として維持するとい うことでございます。

それ以外には、課長が申しましたように、地元譲渡というのが前提でございますけども、中にはかなり規模が大きい施設がございます。例えば、有田・福田構造改善センターといったところについては、かなり規模が大きくて、コミュニティーセンターの用途がなかった。そういう施設もございますので、そういった施設については、今後のあり方といったものは別途検討していくという施設がございます。それ以外のものについては現在協議をしておりますので、順次、9月議会以降、提案もさせていただくというようなことになっております。

それから、今御質問がございました2つの施設でございますけども、所有地につきましては、いずれも民有地、地元の土地ということで、譲渡につきましては、基本的には現状のままお渡しするということでありますけども、最小限度の修繕というのが要望でございます。三玉上組については、簡易水洗トイレに改修ということを含めまして、改修事業費が約130万円程度の改修をしておるところでございます。

もう一つの大忠地区,これにつきましては,洋式便座の設置とそのほかということで,改修事業費につきましては21万5,000円程度という状況でございます。

以上でございます。

○齊木委員長 ほかにございますか。宍戸委員。

○宍戸委員 この案件に関連してということなんですけども、財務部のほうに聞かないといけんことなんでしょうけども、きのうの杉原議員の一般質問にもありましたけども、公共施設の関係費ですね。今回、吉舎が中心なんですよね。吉舎が中心で、集会所の譲渡ということになっておるんですけど、これは財務なり、この間市で、今年は吉舎、今年はどこどこというようなことでの進め方でこういう集会所の関係の対応を考えられておるんでしょうか。

- ○齊木委員長 日野産業環境部長。
- ○日野産業環境部長 施設については、かなりの部分が吉舎のエリアの部分が多くて、今回2施設挙げておりましたけども、残りが6施設残っておるということで、吉舎地区が多いということになります。ほかの地区も、布野が1カ所、それから作木が2カ所、三良坂が2カ所、甲奴につきましては、先ほどのコミュニティーセンターの3カ所を含めて4カ所といったような状況でございます。修繕については各支所のほうで地元と交渉しながら進めておると。

吉舎が多いのは、多分、当初、国庫補助事業等を活用して集会所を建てておるといったことがあるんだろうと思いますけども、もともと建てた当初から維持管理費は地元のほうで賄っておられるということがほとんどでございますので、時期的な部分は別にして、特に地元と話が難しいということはないということでございまして、順調に今のところは本年度各定例会のほうへ順次地元譲渡ということで上げていくように協議中という状況でございます。

- ○齊木委員長 宍戸委員。
- ○宍戸委員 関連なんですが、そういう協議をするのは、その関係の部署の担当者が集まって協議

されるんですか。財務部と産業環境部がその農業関係のことだけの施設について話し合っていくのか、それとも、そういう集会所に関係する部署が集まって公共施設の関係について方針を出していくのか。

- ○齊木委員長 日野産業環境部長。
- ○日野産業環境部長 全体的な方針は、公共施設等総合管理計画の考え方で進めていくということになるんですけれども、定期的に財務部が所管の庁内の関係部署の会議がございまして、その中で、各施設の譲渡等を含めた進捗状況についての確認の場というのはございます。ただ、この集会施設については、この計画以前から、基本的には地元のほうへ無償譲渡していくというのは以前から進んできておるわけでありまして、大体、合併以降、庁内全体でも40、50というレベルで既に譲渡が進んできておるといったことでありますので、集会施設については、この計画に基づいて、計画以降始まってきたものではないだろうと思っています。ただ、進捗状況については、他の施設を含めて、例えば農政関係でいくと、100程度集会施設を含めて所管の施設がございますので、そこらあたりの確認の場というのはあります。

以上でございます。

○齊木委員長 よろしいですか。

助木委員。

○助木委員 以前,三良坂で,どこの管轄かわかりませんけど,地域集会所,農機具の倉庫があったというふうに記憶しているんですが,その地域も高齢化して,軒数も少なくなって,よう維持できないし無償譲渡も嫌だということで,多分,市の直営となっておる施設があると思うんですが,ここは集会施設だったと思うんですが,そういったことの起こり得る可能性というのはあるんですかね。もう受けませんよと,受けられませんよというようなことは,ここじゃなしに,ほかのところでもあるというふうに思うんですが,状況的にはどうなんですか。無償譲渡お願いしてもらえば一番いいんですが,それを受けられないというような施設も出てくるんじゃないかと思うんですがね。そういった施設の可能性があるのがありますか。

- ○齊木委員長 日野産業環境部長。
- ○日野産業環境部長 集会施設に限って申し上げますけれども、現在のところは、集会施設について、大きな今の有田・福田構造改善センター、あるいは三良坂でいいますと仁賀の集会所あたりは、コミュニティーセンターと一体化の利用とか、規模が大きいということがございますけども、それ以外の集会所については、基本的には受けないというようなことはなくて、基本的には譲渡していきたいということで要望書等もいただいておりますので、基本的に問題はないと思います。 ○助木委員 それならいいんですけど、三良坂でそういう1件あったということで。

集会施設か農業施設の倉庫もあったと思うんですよ。それはここの部署かどうかわかりませんけど。あったので、今のここにはないということで、無償譲渡できそうなということなので、それはそれでいいことなので、そういうことが今後起きる可能性があるということでちょっと聞いてみただけなので。地域も受けられんというところも恐らく出てくると思うんですよ。ということでお聞きしたので、それは産業環境部でないんなら、それでいいです。ありがとうございました。

- ○齊木委員長 1つ。今、それぞれの集会所の状況というのは、今のトイレの改修ぐらいで、ほかにはやられておるのはなかったですね。
- ○日野産業環境部長 今の2件ですか。この当該2件の案件についてでございますか。
- ○齊木委員長 そうです。今の譲渡する分の施設。
- ○日野産業環境部長 工事内容でございますか。
- ○齊木委員長 ええ。だけで結構です。
- ○日野産業環境部長 具体的に申し上げたほうがよろしいですか。
- ○齊木委員長 はい。もしわかれば、それぞれの集会施設。
- 〇日野産業環境部長 先ほどの三玉上組集会所でございますけども、約130万円の改修ということで、簡易水洗トイレの改修、あるいは屋根の塗装の修理、床のへこみの修理、玄関口の修理、壁のひびの修理、網戸の取りかえ、壁の洗浄・塗装、ふすまの張りかえ、臭気ファンの取りかえといったような項目ということで、トータル130万円。

それから、今のもう一つの大忠地区につきましては、21万5、000円程度で、洋式便座の設置、空気穴への防腐板の取りつけ、紙巻の移設、玄関ポーチタイル剝離修繕、軒裏ベニヤ剝離修繕といったような項目でございます。

- ○助木委員 大忠は大丈夫なんですかね。地域的に今かなり過疎化が進んでおるというか、ちょっと失礼な言葉と思うんですが、大変な地域じゃないかと思うんですが。
- ○齊木委員長 じゃ,大忠の状況を。
- ○日野産業環境部長 大忠地区については、この大忠組の常会については4世帯おいでになって、 今おっしゃいますように、余り多くの世帯ではないんですけども、具体的に代表者の方の要望書と いうのが出ておりまして、今の修繕等を含めて、今後は譲渡を受けて、地元で管理運営してまいり ますということの一筆を出していただいておりますので、間違いなく地元で管理されるというふう にいただいているところです。
- ○助木委員 ありがとうございます。
- ○齊木委員長 よろしいですか。

それでは、以上で議案第69号の審査を終わりたいと思います。

農政課の皆さん, ありがとうございました。

(執行部入れかえ)

○齊木委員長 それでは、議案第73号、損害賠償の額を定めることについてを審査いたします。 提案理由の説明をお願いします。

坂本建設部長。

○坂本建設部長 それでは、議案第73号、損害賠償の額を定めることについての説明を申し上げます。これより着座して説明させていただきます。

本案は、平成30年4月21日に、三次市十日市町3757番地地先、市道十日市300号線の路上で発生した木の枝の落下による車両物損事故の損害賠償額を定めることについて、地方自治法第96条第1項第13号の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

本件は予見可能性が低いことから、運転者の過失をないものと判断し、また、類似の判例及び保険会社の意見を参考に、三次市の責任を10割と認め、賠償額を74万3、875円にしようとするものです。

また、損害賠償金は、本市が加入している公益社団法人全国市有物件災害共済会の道路賠償責任 保険から相手方へ全額直接支払います。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○齊木委員長 それでは、質疑を願います。

参考の資料で写真等をタブレットのほうに入れておりますので。定例会の議案の中の黒いフォルダに、これが現場の写真と車の被害状況ですね。

### 亀井委員。

○亀井委員 このことはどうもやむを得んと思って、市も表へ出る幕ではないと思うんですが、所有者と三次市の関係はどのような。所有者には全く落ち度はないのか。今から賠償を例えば幾らかはしてほしいというような交渉は全くしないのかということをお伺いします。

山の所有者。要は、そこが民有林のような形だったらいう意味です。

- ○齊木委員長 坂本建設部長。
- ○坂本建設部長 基本的に民有林であれば、その伐採については民地で伐採してくださいということになりますけれども、市のほうが直接的にはそれを伐採ということにはならないということでございますが、民有地にそれを求める場合、どうにもならないというふうに、市のほうへ任せますよというようなことがあれば、市が伐採するということになります。直接民有林の人に責任が及ぶということにはならない。

仮に及ぶということになりましたら、反対するとか、自分が管理しているということであって、 市が自由にならないということになった場合は責任が及ぶという可能性はありますけれども、基本 的には市のほうが安全に通行させるという意味があるので、所有者には及ばないということになり ます。

- ○齊木委員長 亀井委員。
- ○亀井委員 例えば、議運でもちょっとお話ししたんですが、松枯れがありますと。松枯れの松が 1本道路の際に立っておると。所有者がはっきりしておると。しかし、こういうものについては、 例えばいずれ道路のほうへ落ちてくる可能性もあるので、落ちてくるおそれもあるので、例えば切ってくださいと、あるいは撤去してくださいというような警告とか言い方をしとらんと、やはり全部市が、道路を通って、降ってきて、人がけがするとか、 自動車が事故したとかいう分は市が受けざるを得んと思うんですが、それを回避するためのルールにしとかないけんのじゃないかと思うんですよ。そこらあたりについては。

実質、保険そのものでみな賄うけ市の負担はないと言いながら、やっぱり努力しよる人も中には おったと思うんですよ。例えば、市へ伐採をしてほしいと。私はようせんけ市のほうでしとるんや ろうといってもし仮に言われても、幾らかは請求してるんじゃないかというような気もするんです よ。そこら辺も含めて。

- ○齊木委員長 坂本建設部長。
- ○坂本建設部長 松枯れという件でありましたけれども、なかなか松枯れ等は難しいところはありますけども、例えば植林された、管理された木が伸びてきているということがあった場合は、それは、本人が植林する目的でされているところについていえば、所有者に切ってくださいというふうにお願いし、それに応じた方もいらっしゃいます。

ただ、委員御指摘の松枯れということになってしまうと、実際のところは、三次市がそれを危険として認知して、それを切ってくださいというお願いをせん限りは、なかなかみずから切ってくださいということはないですし、今後そういうことが課題かなというふうには認識はしております。

- ○齊木委員長 亀井委員。
- ○亀井委員 松枯れと言ったのは、例で言ったぐらいの話なんですが、例えば落石の場合は、落ちてくるかこないかというような、そのときの気象条件のこともあったりするので、あるいは地震とかいう外的要因も、他の要因もあったりすることもあるので、予見が不可能なようなところもあるんですが、木や何かがのされかかってきておるような部分は、それは所有者に負担を求めてもいいんじゃないかという気がするんですよ。そこのあたり、全く求めんという話ですかね。今で言えば、保険掛けとるけいいよという話なんですよね。
- ○齊木委員長 坂本建設部長。
- ○坂本建設部長 基本的に伐採の負担を依頼しますけども、任せますということで、負担までは求めてはなかなか実際のところは難しいというふうに思います。伐採をしてくださいねということは積極的に、パトロールの結果、危ない木があるんなら、それをお願いするということはしなくてはならないということで、それに明らかに負担をしてくださいねというところまではなかなか難しいところだなというふうに思います。
- ○齊木委員長 ほかに。

助木委員。

- ○助木委員 関連みたいなんですが、提案理由の説明があって、質疑があって、所有者は云々かん ぬんがありましたよね。地籍調査をしてないのでどなたの所有かわからないという答弁もあったよ うな気がするんですが、例えば、持ち主がわかっても、今回のような件の場合、例えば通報があっ て、行政のほうからも指導もして、切ってくださいというようなことがあったんなら、何かの責任 があると思うんですが、全然そういう通報もなしに落ちてきた場合、山主がわかっておっても、そ れは関係ないという話ですか。
- ○齊木委員長 坂本建設部長。
- ○坂本建設部長 基本的にそれを所有者として予見できるかということになろうと思うので、できないということであれば、所有者のほうに責任を問うということはできないということになります。 道路として通行、安全に通ささないといけんという道路管理者の責任になるということになろうと思います。
- ○齊木委員長 助木委員。
- ○助木委員 そういうことになると、なかなか現状を見た場合に、山主さんがそういうことで見る

とかいうことも不可能に近いので、また職員の皆さんだけでパトロールしようとか云々かんぬんも言っておられましたけど、それだけじゃ、とてもじゃないが今回のことを食いとめることは大変難しいと思うんですよ。三次市の市道は三千何百キロですかね、ある中で、こういうところはいっぱいあると思うんですよね。それを予見するのは難しいと思うし、市民の皆さんやら、例えば宅急便の配達しよる皆さん等々、企業にもお願いして、危ないところが、そういうことが事前にわかれば、通報してもらうような。郵便局の中には、配達の皆さんには、空き缶とか云々かんぬん、不法投棄なんかも知らせてもらうようにしておられるんですが、これからはそういう問題が大きな、空き缶の不法投棄どころじゃないことになると思うんですよ。じゃけん、そういう通報してもらうような、何かの周知とかいうのもお願いしていかんと、もちろん山主さんにはするんですが、そういうオール三次やったらこれも取り組んでいかんと、行政だけじゃとてもじゃないけど大変なことだと思いますので、そういう対策を考えながら、協力していただく人にはお願いした方がいいと思うんですが、それは検討していけばいいんですけど。そういうふうに思います。

#### ○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 市道の距離というのは、今言われたように3、580路線で、延長的には1、900キロを超す、県の権限移譲県道を含めてそういう延長ですので、全てが山に接しておるとは限りませんけども、相当数あるということで、その管理について、現在やっておるパトロール等でやりながらも、こういうことは起きるということでございますので、情報収集をさらに事業者等にも広げたい。また、もっと有効なパトロールの仕方等もできないかということも検討していきたいというふうに考えております。

○助木委員 パトロールですが、山はみよーるん。ほんまに。側溝から上がるまあいうて、乗って越えよるだけじゃないの。ああいうのを聞くんよね。これでいいかわかりませんが、例えば詰まっておっても、回るだけの話で、作業はしやへんというような話も聞くので、パトロールした後とかに、しよるんかということも聞くんですよ。ですから、そういう上やら下をしっかり見て、1人でパトロールじゃなしに、やっぱり周りを見るような形のパトロールでないと。

でも、パトロールに出るわけじゃないんでしょう。パトロールに出るわけじゃない。そういうの を見て歩くパトロールじゃないんでしょう。ただ現場へ行くとか何とか、そういうのの行き帰りと いう話だけなんでしょう、パトロールというのは。そのためのパトロールをしているんですか。

### ○齊木委員長 坂本建設部長。

○坂本建設部長 これは業者委託でパトロールというのをしておりますので、それはパトロール車に3人乗っていただいて、週に1回は、路線決めてますけども、限られますけども、主に県道、そして市の路線が6路線でしたか、あると思いますけども、そういう重要な路線についてパトロールしていくということをやっております。市の職員が直接となると、現場に行くときということになりますので、不十分な部分もあろうと思いますが、一応、委託している部分については、週に1回、3人乗って、1人は運転手ですけども、道路の路面、あとは上空に異常がないかということで、倒木を実際にものけて、件数的にもそれは対応したというのは実績としても上がっていますので、対応しているところでございます。

○助木委員 大変でしょうが、いろんな対策を考えながら、こういった大きな事故が起きんように 頑張っていただければと。我々も協力できるところはさせていただきますので。ありがとうござい ました。

- ○齊木委員長 新家委員。
- ○新家委員 余り大きな傷じゃないし、大した傷じゃないのに高いね。それは余談ですけど、今、 亀井委員らも言ってはったように、保険適用で処理できるからというので、やっぱり多少安易に考 えられておるところが行政サイドにあるんじゃないかという気は私もしておるんです。今までほと んどの定例会のときに専決処分で事故処理の損害賠償を幾ら幾ら補償しましたよという報告があっ たけども、今、月額幾ら、年額でもいいですけど、保険料を払って、それがここ近年上がっていき よんのか、下がっていきよんのか、掛け金が。事故の件数から見ると、保険料も随分高くなってお るんじゃないかなという気がしてならないんですが、そのトレンドをちょっと聞きたいのと、それ から、パトロールによって情報提供あると思うんですよね。情報提供があれば、当然、現地を視察 されて、これをすぐ処置すべきか、しばらく待ってもいいかという判断をされるんじゃないかと思 うんですが、基本的にはすぐ処置をするんですか、それとも様子を見て、これならまだしばらく は、2カ月、3カ月はもちそうだという判断をして、伐採を遅らせる可能性というのはあるんです か。
- ○齊木委員長 清古土木課長。
- ○清古土木課長 保険の額ですけども、年間約210万円の保険料をお支払いしております。
- ○新家委員 上がりよるんか、同じなのか、下がりよるんか。保険金が上がっとるか、下がっとるか。下がればいいんだろうけど。
- ○清古土木課長 そうですね。変わっておりません。
- ○新家委員 これだけ事故があってもですか。
- ○齊木委員長 坂本建設部長。
- 〇坂本建設部長 もう一回補足します。保険の費用というのは1キロ当たりということで,大体 1, 120円という保険料なんです。三次市が今1,915キロ。これは実績になりますが,昨年度の 実績になりますけれども,214万5,000円ぐらいの費用ということで,市道認定が増えれば,当然,保険が増えるということで,費用が増えるということになります。
- ○新家委員 事故の件数には関係ないんですか。
- ○坂本建設部長 関係ないです。すぐに対応できるのかということでございますが、基本的にパトロールはパトロールで、早急に対応できる部分もパトロールで早急に対応すると。対応できないのは、連絡があって、それについては今度は道路の保全業者に仕事を頼むとかいうことになりますので。ごみであるとか落石のちっちゃいものであるとか、穴ぼこのちっちゃいのとかいうのも、そのパトロール業者が埋めるということができますので、そういう対応をしております。
- ○新家委員 今言うとるのは、あの公道のあるところの木の枝の話をしとるんですが、例えばこれは以前あった、市道にまたがって、山から松の枯れ枝が横断して、いつ落ちてくるかわからんようなところをパトロールで見つけてご連絡したら、すぐやってもらえるんかと思ったら、3カ月放置

されたじゃないですか。だから、そういうことが日常的にあるけども、すぐ処置せずに、実際に現場を見て、これだったらしばらくは大丈夫だと判断されて、それから時間を置かれることが通常あり得るのかどうかということを聞きよる。

- ○齊木委員長 坂本建設部長。
- ○坂本建設部長 明らかにすぐに危険があるということだったら直ちに対応しますけども,現地を 見た結果,これはもう少し時間を置けるよということになりましたら,様子を見るという期間を置 くこともあると。
- ○齊木委員長 新家委員。
- ○新家委員 その判断は建設と土木でされるということですか。
- ○齊木委員長 坂本建設部長。
- ○坂本建設部長 そういうことでございます。
- ○齊木委員長 新家委員。
- ○新家委員 その結果は報告者にはフィードバックはしないわけね。建設部だけで控えておいて、 その情報提供した人には3カ月ぐらい大丈夫やからしばらく待ってくれと言うことはしないから、 報告者の人はやきもきしながら大丈夫かなと思って待ちよるんですが、そういったことのフィード バックは基本的にはしないということですね。
- ○齊木委員長 坂本建設部長。
- ○坂本建設部長 基本的にはフィードバックをするべきだとは思うんですけども、ちょうど新家委員の場合、それがうまく上手にフィードバックできないところがあったかもわかりませんけども、 基本的にはするべき。
- ○齊木委員長 ほかにございませんでしょうか。宍戸委員。
- ○宍戸委員 さっきから聞きよったんですけども、損害賠償額の額と物損状況ですね。物損状況の割には額が多いんじゃないかという、ある程度さっき出たんですけども、私もそう思うんですよ。この査定というのはちゃんとした査定が行われて、この額なんですよね。被害者の言い分だけ聞いて、そういうふうに、10割、ゼロ割なので、10対ゼロなので、言いなりでそういうふうに補償せないけんという状況だったのか、そこら辺のやりとりの状況をお聞かせください。
- ○齊木委員長 坂本建設部長。
- ○坂本建設部長 今回,74万3,000円ということでございますけれども,当然額を確定するには,保険会社等にも相談し,保険会社の査定員も見て最終的に額を決定するということになりますので,向こうの言いなりになるということはございません。

高い理由としたら、今回、案外長い枝が落ちてきたものと思われて、修理とする、通常でしたらドア1枚で済むところが、ボンネットからドアから天井のフォローまでというようなことで、どうしても直す部分が広くなったということで値段が高くなったということだと認識申し上げます。

- ○齊木委員長 宍戸委員。
- ○宍戸委員 突っ込んだ話ですけど、これ、物損箇所の補修じゃなしに取りかえだったんですか。

- ○齊木委員長 坂本建設部長。
- ○坂本建設部長 天井は取りかえたと。天井は取りかえるという方法を選択されたと。これも修理 会社、保険会社等の話の中で、それが妥当だろうということでそういうことになったと聞いており ます。
- ○齊木委員長 宍戸委員。
- ○宍戸委員 物損状況と額がいかがなものかというところが残っておるんですけども、ちゃんとした査定に基づいてそういう補償をするということに努めていただきたいというふうに思います。 以上です。
- ○齊木委員長 ほかにございますでしょうか。
- ○齊木委員長 それじゃ、もう一つ、私のほうから。今回の木の落ちた部分のことなんですが、 今、市のほうとしては、危ない場合は所有者のほうへ伐採のお願いをすると。もし所有者が「わし は知らん」という場合は、市のほうがする。もし強引に所有者が切っちゃいけんということで拒ま れて、もし次の事故が起きてしまった場合、その場合は所有者のほうにも少し責任があるんじゃな いかという話を持ち出してもよろしいんじゃないかという気もするんですが、そういう例が場所に よってはあるということを聞きましたので、見解としてどう思われるでしょうか。市のほうとし て、そういう場合。
- ○坂本建設部長 ちなみに、今回、事故が発生しましたので、現地のほう、緊急の対応ということで、これはのり面等の木については市が持っているということで、高さ4メートル50までは枝の伐採をし、枯れ枝の撤去等を緊急にしたわけでございます。それを民地の場合、切ってくださいというお願いをし、それを任せるということであればよろしいんですが、おっしゃるように、それをしないという場合は、裁判の実例でも所有者に責任が及ぶということがあるということでございますので、それは伝えて、協力を求めるということをすべきだというふうに思います。
- ○齊木委員長 亀井委員。
- ○亀井委員 木の伐採は今の所有者にはみずから求めんという話なんですが、市のほうで市道で今 1、915キロあって、山というんか、木の枝がかなりのしているようなところがあると思うんで すよ。木の枝が落ちてくるようなところは、大抵の場合はすごい崖のようなところがあって、のり 面を切り上げたようなところから来るだろうと思うんですが、今、市のほうで、維持管理でのり面 や何かを大きい木がのされかかっておると、伐採する費用はどのぐらいかかっているんですか、 今。普通の草刈りとかいうのでなくて、木とかいうのを。おおよそでいいです。
- ○齊木委員長 今ありましたけど、もしわかれば、また。市のほうもあれやってますよね。地域の 人にも刈ってもらったりするケースがあるじゃないですか。あれも含みますかね。でなしに、市が 直接対応する分だけ。

#### 坂本建設部長。

- ○坂本建設部長 これはちょっと今持ち合わせてませんので、随時、資料のほうを用意したいと思います。
- ○齊木委員長 じゃ,よろしいですか。

- ○亀井委員 はい。
- ○齊木委員長 それでは、以上で議案第73号の審査を終わります。

建設部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○齊木委員長 それでは、採決に入ります。お手元に配付の常任委員会審査報告書に沿って採決を します。

今回は議案2件を採決します。

議案第69号,三次市農林業集会施設設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)は可決でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 じゃ,全員一致で可決しました。

次に、議案第73号、損害賠償の額を定めることについては可決でよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 ありがとうございます。全員一致で可決しました。

以上で採決を終わりました。

次に、委員長報告についてですが、報告に記載したい意見があれば、お願いします。

- ○亀井委員 1点。73号で、保険が適用になるのでいいんですが、歩くのにも暗いぐらいな木のところがあるんですよ。木の枝がのされかかっているようなところがあって。そういうところはやっぱり保険は保険として、別問題で、市のほうで積極的に、特に市ののり面やら何かいう、積極的に維持管理の関係でちょっとつけてほしいと思います。
- ○齊木委員長 今言われました保険適用のところはいいですけども。
- 亀井委員 保険適用の部分は要らんといっても、記述で要らんので。
- ○齊木委員長 道で、今言われた、上から木がのされかかっているというか、ちょっと暗いような、そういうところは。
- ○亀井委員 暗いようなところは積極的に切って。
- ○齊木委員長 雪が降ったりすると余計にまた押されてきますので、そういう場所については市の ほうに。

新家委員。

- ○新家委員 積極的に切るのはええんやけども、民地の場合は勝手に切れんけんね。了解を求めないかんで、積極的に切るには。
- ○亀井委員 のり面のようなところは市の管理の及ぶところ。
- ○齊木委員長 市の管理の及ぶ。のり面はほとんど市の所有ですね。市の管理の及ぶところ。 それでは、これでいいですか。よろしいですかね。委員長報告の案文に。
- ○新家委員 委員長報告、ちょっと待って。69号ね。
- ○齊木委員長 はい。69号やってます。
- ○新家委員 集会所,残りが15か17か言いよったけども,地元との協議をしっかりして,でき

るだけ早く処置をしてもらうようにぜひ要望してください。議会にも前触れに情報を出してくれというのをあわせて。ここ、前回要請してもらったけど、せんいうんじゃけな。

○齊木委員長 それじゃ、以上の意見を聞かせていただきましたので、報告の案文作成につきましては、あとは正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○齊木委員長 それでは、そのようにさせていただいて、後日、レターケースまたはタブレットのほうへ入れさせていただきますので、よろしくお願いします。

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

平成30年6月21日

産業建設常任委員会

委員長 齊 木 亨